志太広域事務組合告示第2号

志太広域事務組合(以下「本組合」という。)「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第5条の規定に準じて、令和3年2月15日に、クリーンセンター整備・運営事業(以下「本事業」という。)の実施方針を公表した。

今般、同法第7条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定したので、 同法第11条第1項に準じ、評価した結果を公表する。

令和3年3年15日

志太広域事務組合 管理者 藤枝市長 北村 正平

クリーンセンター整備・運営事業 特定事業の選定

令和 3 年 3 月 15 日 志太広域事務組合

1 事業概要

1.1 事業名

クリーンセンター整備・運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

1.3 公共施設等の管理者

志太広域事務組合 管理者 藤枝市長 北村正平

1.4 事業目的

本組合においては、所管するごみ処理施設である高柳清掃工場が稼働後 37 年、一色清掃工場が稼働後 32 年を経過し、設備・装置の老朽化が進んでいるため現在、(仮称) クリーンセンター整備基本計画に基づき、施設更新に取り組んでいる。

本事業は、本組合域内から発生する燃やせるごみ、資源ごみ等をより効率的かつ効果的に処理する施設を整備することを目的とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO 方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、事業者が設立する共同企業体が行うものとする。本事業の運営業務は、事業者が設立する特別目的会社 (SPC) が行うものとする。

なお、事業者は、30年間以上の施設使用を前提として設計・施工および運営を行うこととする。

本事業の、施設概要、処理対象物、事業内容については以下のとおり。

1) 本施設の概要

建設予定地	藤枝市仮宿・高田地内	
敷地面積	約 27, 500 ㎡	
処理能力	エネルギー回収型廃棄物処理施設:223t/日 資源ごみ処理施設:5t/日(日平均排出量)	
処理方式	エネルギー回収型廃棄物処理施設:ストーカ式焼却炉 資源ごみ処理施設:ストックヤード方式	

2) 処理対象物

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設
 - ・燃やすごみ (家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物)
 - 可燃性粗大ごみ
 - ・可燃残渣(リサイクルセンターならびに本施設(資源ごみ処理施設)から発生する残渣)
- (2) 資源ごみ処理施設 (ストックヤード)
 - · 蛍光灯 · 電球

- ・陶器類・ガラス・化粧品のびん
- その他の色のびん
- ・乾電池
- ・一般持込み

(容器包装プラスチック、紙類等の焼津市及び藤枝市がそれぞれ独自処理する品目以外の資源ごみ)

3) 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて実施する事業であり、事業者が本組合の所有となる本施設について設計・建設、運営を一括して受託する DBO 方式を予定している。

(2) 契約の形態

- ・本組合と事業者は、基本契約を締結する。
- ・基本契約に基づいて、本組合は設計・施工企業と建設請負契約を締結する。
- ・基本契約に基づいて、本組合は SPC と運営委託契約を締結する。
- ・基本契約、建設請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約を 締結する。

(3) 事業期間 (予定)

事業期間は、次のとおりとする。

・設計・建設期間:契約締結日~令和8年12月31日まで(予定)

・運営期間:設計・建設期間終了から20年間

(4) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本組合に引継ぐものとする。

2 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

2.1 整備業務

- 1) 設計 (実施設計)
- 2) 建設 (用地引渡し後の造成工事、ユーティリティー各種引き込み、外構整備、試運転を含む。)
- 3) 工事管理
- 4) 各種申請及び申請支援(造成に関する手続き、環境影響評価事後調査等、建築確認申請、一般廃棄物処理施設設置届、交付金申請、議会及び住民への説明支援等)

2.2 運営業務

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 余熱利用及び売電業務
- 7) 防災管理業務
- 8) 保安・清掃・住民等対応業務
- 9) 見学者対応支援業務(本組合が行う見学者対応の支援)
- 10) 本組合と別途合意する業務
- 11) その他これらに附帯関連する業務

3 組合が行う業務の範囲

組合が実施する業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

- 1) 循環型社会形成推進交付金の申請手続
- 2) 各種申請(環境影響評価事後調査、建築確認申請、一般廃棄物処理施設設置届、交付金申請等)の実施
- 3) 処理対象物の搬入業務 (運搬業務は本組合構成市の所掌)
- 4) 運営モニタリング業務
- 5) 焼却灰等の運搬・処分業務
- 6) 管理棟管理業務
- 7) 住民対応業務 (議会及び住民への説明等)
- 8) 見学者対応業務
- 9) 運営費支払業務

3.1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

10) 本施設の整備に係る対価

本組合は、本施設の設計業務及び建設に係る対価について、施設整備費として設

計・施工企業に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

11) 本施設の運営に係る対価

本組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって SPC に支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年1回改定することができるものする。なお、委託料は、固定料金と変動料金(処理対象物の処理量等に応じて変動)で構成されるものとする。

4 組合が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

4.1 評価の方法

本事業を PFI 法に準じた事業として実施することにより、公共サービス等水準の向上を 期待できること及び事業期間全体における組合の費用負担の縮減を期待できることを特定 事業選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・定性的評価
 - 事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等水準の評価
- 定量的評価
 - 事業期間全体における組合の費用の総額(施設整備費、運営委託料等)の評価
- ・上記による総合的評価

なお、組合の費用の総額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる費用負担の総額 を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

4.2 定性的評価

本業務では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に、以下のような効果を期待することができる。

1) 効率的な事業の実施による公共サービス等水準の向上

運営業務を長期かつ包括的に委託することにより、事業者は、複数年度にわたる業 務改善効果を見込んで効率的に業務に取り組むことが期待できる。

その結果、長期的な視点での業務全体の最適化によるサービス等水準の向上が期待できる。

2) 事業者へのリスクの移転

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に 基づき、その責任分担を組合と事業者との間で明確にすることにより事業の安定性 向上につながる。

DBO 方式で実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効率的かつ効果的に管理可能であるものを対象としている。

そのため、事業者が有するリスク回避のノウハウをいかすことで、顕在化の抑制、 顕在時の被害額の抑制が期待できる。

4.3 定量的評価

定量的評価に当たっては、組合が自ら実施する場合の費用負担額と DBO 方式で実施する場合の費用負担額の比較を行った。

1) 前提条件

費用負担額の算定に係る前提条件は以下のとおり設定した。

表 1 費用負担額の算定に係る前提条件

項目	組合が自ら実施する場合 (公設公営)	DBO 方式で実施する場合
事業費	・施設整備費 ・組合人件費 ・事業者選定支援業務費用 ・その他施設整備関連費 供用準備費 ・運営費 ・火災共済 ・収入(売電収入)	・施設整備費 ・組合人件費 ・事業者選定支援業務費用 ・その他施設整備関連費 供用準備費 建設期間中 SPC 組成・運営費 ・運営委託料 ・運営モニタリング費 ・火災共済 ・収入(売電収入)
財源	・国交付金 ・地方債 ・一般財源	・国交付金・地方債・一般財源・資本金
物価上昇率 割引率	4.0%	

[※]物価上昇率は考慮しない。

2) 費用負担額の比較

上記の前提条件に基づき、組合が自ら実施する場合(公設公営)及びDB0方式で実施する場合の費用負担額を事業期間全体において年度別に算定し、現在価値換算額で比較した結果、本事業を組合自ら事業を実施する場合に比べ、DB0方式で実施する場合は、約3.1%(約5億円(現在価値換算))の縮減を期待することができる。

[※]割引率は国土交通省その他で広く一般に用いられている値を採用した。

[※]割引率とは、支出または歳入する時点が異なる金額について、これらを比較するために現在価値に換算する際に用いるもの。例えば、割引率を 4%と設定すると「来年 100円」の現在価値は約 96 円となる。

4.4 総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、効率的なリスクの分担、公共サービス等水準の向上を期待することができる。また、組合自ら実施する場合に比べ、事業期間全体における組合の費用の総額について約3.1%の縮減を期待することができる。

以上の結果、本事業を DBO 方式で実施することが適切であると認められるため、PFI 法 第7条に準じて本事業を特定事業として選定する。